

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
別紙第7				別紙第7			
符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考	符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考
(省略)				(同左)			
12023	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>10</u> 号	〃(自動車の部分品に使用するイグナイター)		(新設)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
12009	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>11</u> 号	〃(真空管等製造用ニッケルの粉等)		(同左)	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>10</u> 号	(同左)	
12010	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>12</u> 号	〃(真空管等製造用ニッケルの板等)		(同左)	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>11</u> 号	(同左)	
12011	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>13</u> 号	〃(大型コンテナ用アルミニウム板等)		(同左)	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>12</u> 号	(同左)	
12012	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>14</u> 号	〃(電解精製用鉛の塊)		(同左)	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>13</u> 号	(同左)	